第２回 常陸大宮市地域公共交通会議

【日時】 令和８年８月 26 日（水） 午前 10 時 00 分～
【場所】 常陸大宮市役所 ２階大会議室

【会議次第】

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 事

報告事項

（１） 常陸大宮市地域公共交通計画の評価等について 【資料１】

（２） お試し乗車券付きリーフレットの配布について 【資料２】

４ そ の 他

５ 閉 会

常陸大宮市地域公共交通会議　委員名簿

（令和８年７月現在）

	氏　名	役 職 等
1	羽生　真人	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
2	柿本　憲治	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送担当）
3	関田　純一	茨城交通（株）水戸オフィス　運輸部　運輸担当課長
4	阿久津　修二	奥久慈交通（株）　代表取締役
5	櫻井　忠温	（有）山方観光バス　代表取締役
6	堀江　義彦	（株）美和交通　代表取締役
7	坂井　達也	那北運送（有）　代表取締役
8	高野　裕	（有）大宮タクシー　取締役社長
9	安嶌　頼明	新星自動車（株）　営業部長兼太田・大宮営業所長
10	堀江　徹哉	山方ハイヤー（有）　代表取締役
11	古賀　重徳	一般社団法人茨城県バス協会専務理事
12	川上　悟	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事
13	菅原　康弘	茨城交通労働組合
14	野上　光久	常陸大宮市区長会　会長
15	石川　洋	常陸大宮市校長会監事、常陸大宮市立大宮中学校　校長
16	工藤　博幸	茨城県立常陸大宮高等学校　校長
17	薗部　卓也	茨城県立小瀬高等学校　校長
18	和知　久仁彦	茨城県土木部常陸大宮土木事務所　道路管理課長
19	道口　哲史	大宮警察署　交通課長
20	鈴木　仁	常陸大宮市商工会　会長
21	諸澤　正行	常陸大宮市社会福祉協議会　事務局長
22	山田　稔	茨城大学　名誉教授
23	藤澤　充哲	東日本旅客鉄道（株）水戸支社　企画総務部　経営戦略ユニット　ユニットリーダー
24	伊藤　豪人	茨城県政策企画部交通政策課　課長
25	大金　正一	常陸大宮市地域創生部長

＜事務局＞

	氏　名	役 職 等
1	安島　正由紀	地域創生部地域創生課　課長
2	笹沼　貴之	地域創生部地域創生課　課長補佐
3	横山　槙子	地域創生部地域創生課　主幹

○常陸大宮市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月2日

訓令第7号

(設置)

第1条　道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき，地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき，地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うため，常陸大宮市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　交通会議は，次に掲げる事項について協議するものとする。

(1)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

(2)　市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3)　交通計画の策定及び変更に関する事項

(4)　交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(5)　交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか，交通会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条　交通会議は，委員35名以内で組織する。

2　委員は，次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

(1)　国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長(第8条第2項第1号において「運輸支局長」という。)又はその指名する者

(2)　一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者(第8条第2項第2号において「事業者」と総称する。)

(3)　一般社団法人茨城県バス協会の代表

(4)　一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表

(5)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(6)　市民又は利用者の代表

(7)　茨城県常陸大宮土木事務所長又はその指名する者

(8)　茨城県大宮警察署長又はその指名する者

(9)　学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(10)　市長が指名する市職員

(任期)

第4条　委員の任期は2年とし，再任をすることができる。ただし，特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は，当該職にある期間とする。

2　委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

2　会長は，委員の互選により選出するものとし，副会長は，会長が指名するものとする。

3　会長は，交通会議を代表し，会務を総理する。

4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条　交通会議の会議は，必要に応じて会長が招集し，議長となる。ただし，委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は，市長が招集する。

2　会議は，委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

3　会議の議事は，出席した委員の過半数で決定し，可否同数の場合には議長が決定する。

4　会長は，必要があると認められるときは，交通会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

5　会議は，原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条　関係者は，交通会議において協議が調った事項について，その結果を尊重し，当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(秘密保持)

第8条　委員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

(運賃等協議分科会)

第9条　一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金(次項において「運賃等」という。)に関する事項について協議の必要が生じたときは，その都度，交通会議に運賃等協議分科会(法第9条第4項の協議会をいう。以下この条において「運賃協議会」という。)を設置し，当該協議を行うものとする。

2　運賃協議会は，次に掲げる者をもって組織する。

(1)　運輸支局長又はその指名する者

(2)　当該協議の対象となる運賃等を定め，又は変更しようとする事業者

(3)　関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者

(4)　市長が指名する市職員

3　運賃協議会に分科会長を置き，市長が指名する。

4　運賃協議会の会議は，必要に応じて分科会長が招集し，議長となる。

5　第6条第2項から第5項までの規定は，運賃協議会について準用する。

(庶務)

第10条　交通会議の庶務は，地域創生部地域創生課において行う。

(補則)

第11条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則(平成24年訓令第12号)

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成29年訓令第4号)

この訓令は，平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成29年訓令第32号)

(施行期日)

1　この訓令は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令の施行の際現に在職する常陸大宮市地域公共交通会議の委員は，この訓令による改正後の常陸大宮市地域公共交通会議設置要綱第3条第2項の規定にかかわらず，その任期中に限り，なお従前の例により在職するものとする。

附　則(令和2年訓令第13号)

この訓令は，令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年訓令第14号)

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則(令和6年訓令第2号)

この訓令は，公布の日から施行する。

資料１

報告事項（１）　常陸大宮市地域公共交通計画の評価等について

基本方針１　まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成
計画目標１　地域の特性とニーズに対応した効率的な運行形態の構築
評価指標①　地域公共交通利用者数　【現状値（令和３年）】48,881 人 → 【目標値（令和８年）】: 48,881 人

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
■乗合タクシーの高度化 運行管理システムにＡＩを搭載したシステムを導入 ■運行支援 路線バス及び乗合タクシーの運行を支援するための補助金を交付 ■交通空白地解消に向けた取組 自家用有償旅客運送「公共ライドシェア」の実証運行導入 ■周知・PR ・公共交通関係のガイドブックや周知用チラシの配布 ・路線バスお試し乗車券のＰＲ	運行事業者からの報告	実績 46,367 人（令和７年） 内訳 ・路線バス　（R6.10～R7.9）　13,584 人 ・乗合タクシー（R7.4～R8.3）　32,672 人 ・公共ライドシェア（R7.10～R8.3）　111 人 分析 令和６年４月に路線バスを減便し、乗合タクシーの拡充を行った。乗合タクシー利用者が増えていることから、利用者が移行していると考えられるが、全体では令和６年度（49,674 人）より減少しており、目標値を下回っている。 ・路線バス　（R5.10～R6.9）　21,463 人 ・乗合タクシー（R6.4～R7.3）　28,211 人	・路線バスについては、再編時に利用者数の少ない路線を中心に見直しを行ったことで、1便あたりの利用者数増加など、効率的な運行が図られた。 ・乗合タクシーについては、AI システムによる配車や運行時間の拡大、運行台数の増車等により利便性の向上を図ったことにより、利用者数の増加に繋がった。 ・令和７年 10 月から、実証運行を開始した自家用有償旅客運送「公共ライドシェア」については、制度周知を徹底するとともに、実証運行内容を検証し、今後の方向性を検討していく。

評価指標② 地域公共交通の維持に係る市負担額 【現状値（令和３年度）】183,331 千円 → 【目標値（令和８年度）】: 163,500 千円

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
■路線バスの見直し 路線バスの路線、系統、便数の見直し ■乗合タクシーの高度化 ＡＩシステムの導入による効率的な運行形態の構築	令和７年度一般会計決算額	実績 175,481 千円（令和７年度） 内訳 ・路線バス 31,507 千円 ・乗合タクシー 123,162 千円 ・公共ライドシェア 20,812 千円 （※うち導入費用 16,880 千円） 分析 令和６年４月の公共交通再編により、大幅に減便した路線バスについては減額となったが、乗合タクシーについては、運行日時の拡充、増車等により経費が上昇している。 市負担金については令和６年度（181,620 千円）と比較して減少しているが、ライドシェアの実証運行を開始したこともあり、目標値は達成していない。 ・路線バス 74,566 千円（令和６年度） ・乗合タクシー 107,054 千円（令和６年度）	・路線バスについては、令和６年４月の再編に伴い運行に係る補助金が減額となったため、市負担額を削減することができた。 ・乗合タクシーについては、運行時間拡大や増車等、運行内容の拡充に伴い増額となったが、乗合タクシーを基軸とした地域公共交通の一体的な見直しによるものである。持続可能な公共交通の維持をしていくうえで、今後も費用対効果を検証しながら、市負担額の抑制に努める。 ・令和７年１０月から、公共ライドシェアの実証運行を開始したことに伴い、新たに市負担額が発生した。令和７年度は、導入費用の割合が大きいが、実証運行の状況をもとに費用対効果を分析し検証していく。

基本方針２ 誰もが便利でわかりやすく利用できる地域公共交通サービスの提供
計画目標２ 利用しやすい地域公共交通の環境整備
評価指標③ 地域公共交通に対する利用者の満足度（市内公共交通に関するアンケート調査で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合）
【現状値（令和４年）】32.9% → 【目標値（令和９年）】: 35.0%

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
※公共交通に関するアンケート調査を令和９年度に実施予定			

評価指標④　高齢者運転免許証自主返納者数　【現状値（令和３年）】179 人（年間）　→　【目標値（令和８年）】: 190 人（年間）

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
■周知活動 ・周知用チラシの配布 ・市お知らせ版やホームページによる周知 ■返納促進 運転免許証自主返納者に対する支援サービスの実施（常陸大宮市高齢者運転免許自主返納支援事業）	大宮警察署からの情報提供	実績　150 人（令和７年度） 分析 イベント等での周知用チラシの配布や市報、ホームページによる周知などを行い、免許証自主返納の制度の PR を図っているが、令和６年度（183 人）よりも減少しており、目標値を下回っている。 **＜参考＞** ■市の「高齢者運転免許自主返納支援事業」交付者数 179 人（令和７年度）、175 人（令和６年度）	免許証自主返納者については令和６年度よりも減少しているが、引き続き、大宮警察署と連携し、チラシの配布や市ホームページなどで周知を行い、更なる制度の浸透を図る。

基本方針３　多様な主体による地域公共交通を支える仕組みづくり
計画目標３　地域公共交通の利用促進と意識啓発の実施
評価指標⑤　公共交通乗り方教室の実施回数　【現状値（令和３年）】１回（年間）　→　【目標値（令和８年）】: ８回（年間）

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
■利用促進 ・バスの乗り方教室の実施 ・学校やイベント会場での周知活動の実施 ・水郡線利用促進を目的としたワークショップの開催 ■意識啓発 公共交通に関する講座等の実施	実施件数の積み上げ	実績　１１回（令和７年度） 内訳　・地域サロン等での公共交通説明会 ・水郡線利用促進ワークショップの開催 分析 高齢者層向けの地域サロン等に出向き、乗合タクシー等公共交通の利用促進のための PR 活動を行ったほか、若年層にむけた PR 活動も行い、目標値は達成できた。	・出前講座による公共交通説明会のほか、市内学校、イベント会場でのチラシ配布などを行い、高齢者層だけでなく若年層に向けた利用促進のための PR 活動を実施した。 ・水郡線利用促進活動として、地元小学校とタイアップしたワークショップを開催した。 ・バスの乗り方教室については、各学校への周知を行ったが、実施には至らなかった。

参考資料

公共交通の利用状況について

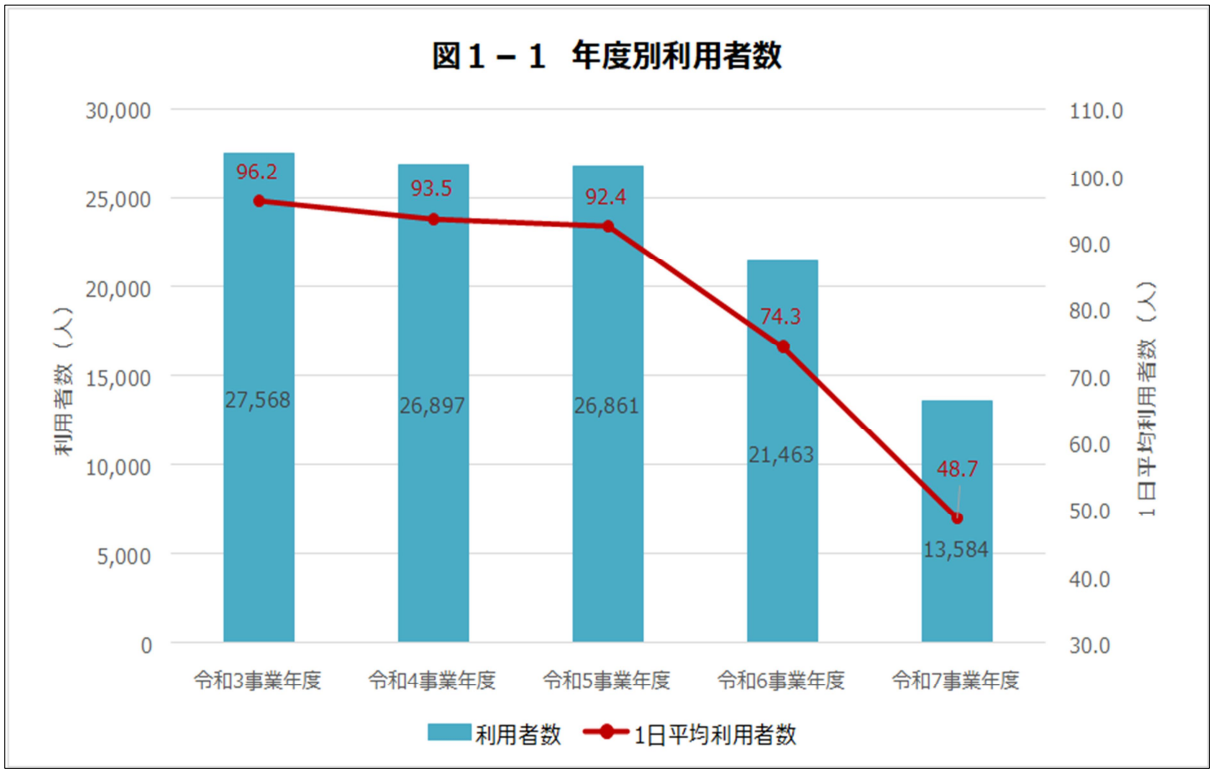
１．路線バスの利用状況について

路線バスについては、利用実態や財政負担の状況を踏まえ、利用者の少ない路線を中心に、令和６年４月に路線バスの再編を実施した。再編前後の利用状況は次のとおりとなっている。

①　利用状況の推移

- 年度別の利用者数（図１－1）をみると、令和３事業年度から令和５事業年度までの延べ利用者数は微減で推移してきたが、令和６事業年度が 21,463 人（前年度比 5,398 人減）、令和７事業年度が 13,584 人（前年度比 7,879 人減）となり、再編後は大幅な減少が見られる。

＊路線バスの事業期間：10～９月



② 令和７事業年度（令和６年10月～令和７年９月）の利用状況

- 再編前（令和５年10月～令和６年３月）の利用状況では、2,000人以上/月の利用があったが、再編後（令和６年４月以降）は、約1,100～1,200人/月ほどに減少しており、再編による大幅な減便の影響があったものと考えられる。
- １便あたりの平均利用者数については、再編直前の令和６事業年度前半（令和５年10月～令和６年３月）が2.1人であったのに対し、再編後（令和７事業年度）の年間平均では3.7人となっており、再編前に比べて多くなっている。再編により利用者の少ない路線を廃止したことから、１便あたりの平均利用者数が多くなったものと考えられる。

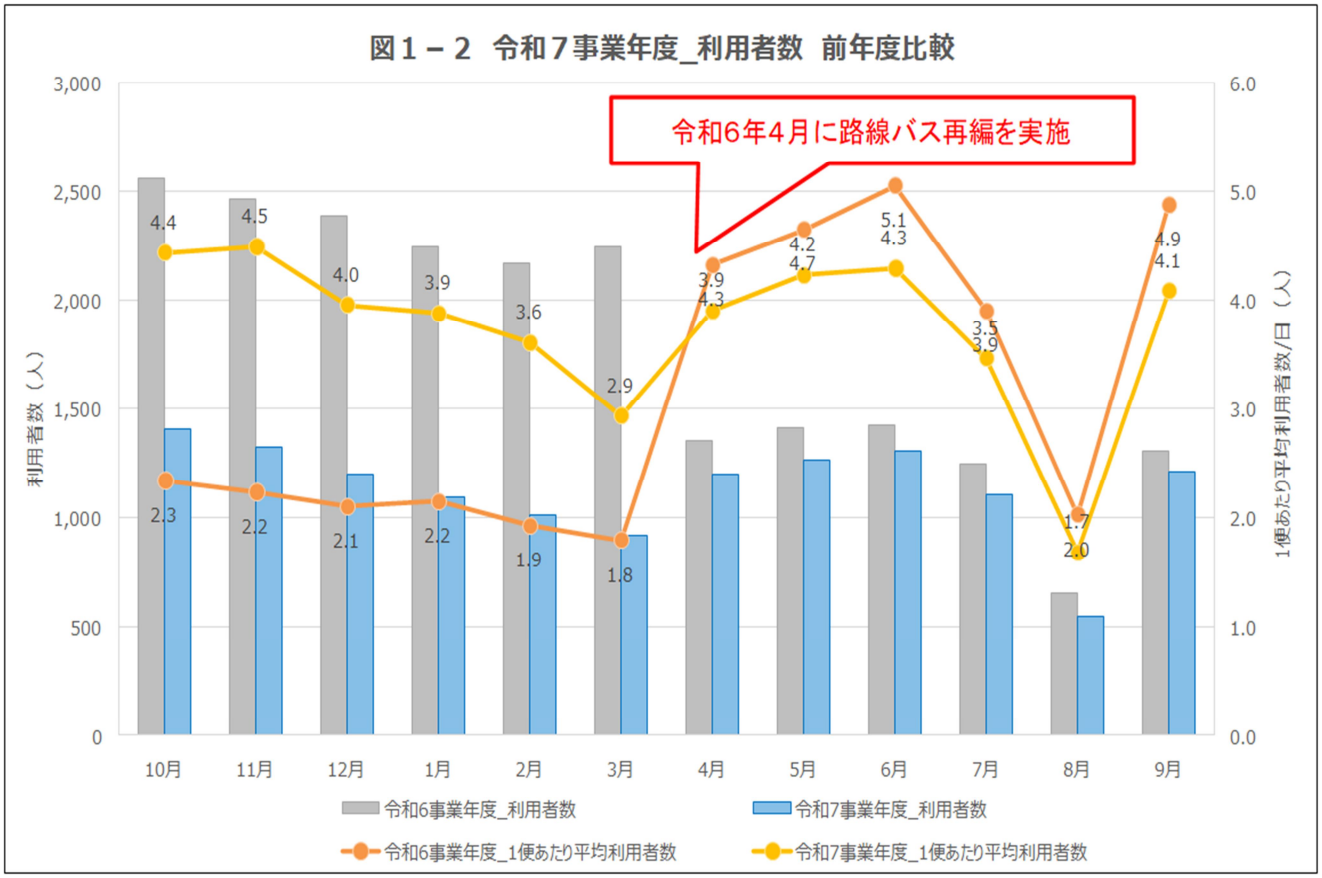


表１－１ 利用者数の推移（前事業年度比較）

○利用者数 （単位：人）

事業年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間	10月～3月	4月～9月
令和6年度	2,556	2,464	2,387	2,246	2,170	2,245	1,351	1,414	1,425	1,248	652	1,305	21,463	14,068	7,395
令和7年度	1,404	1,325	1,198	1,092	1,009	919	1,201	1,265	1,304	1,107	546	1,214	13,584	6,947	6,637
増減数	-1,152	-1,139	-1,189	-1,154	-1,161	-1,326	-150	-149	-121	-141	-106	-91	-7,879	-7,121	-758

再編前利用 月平均2,000人以上 →再編後 月平均1,100人～1200人程度

○1便あたり平均利用者数 （単位：人）

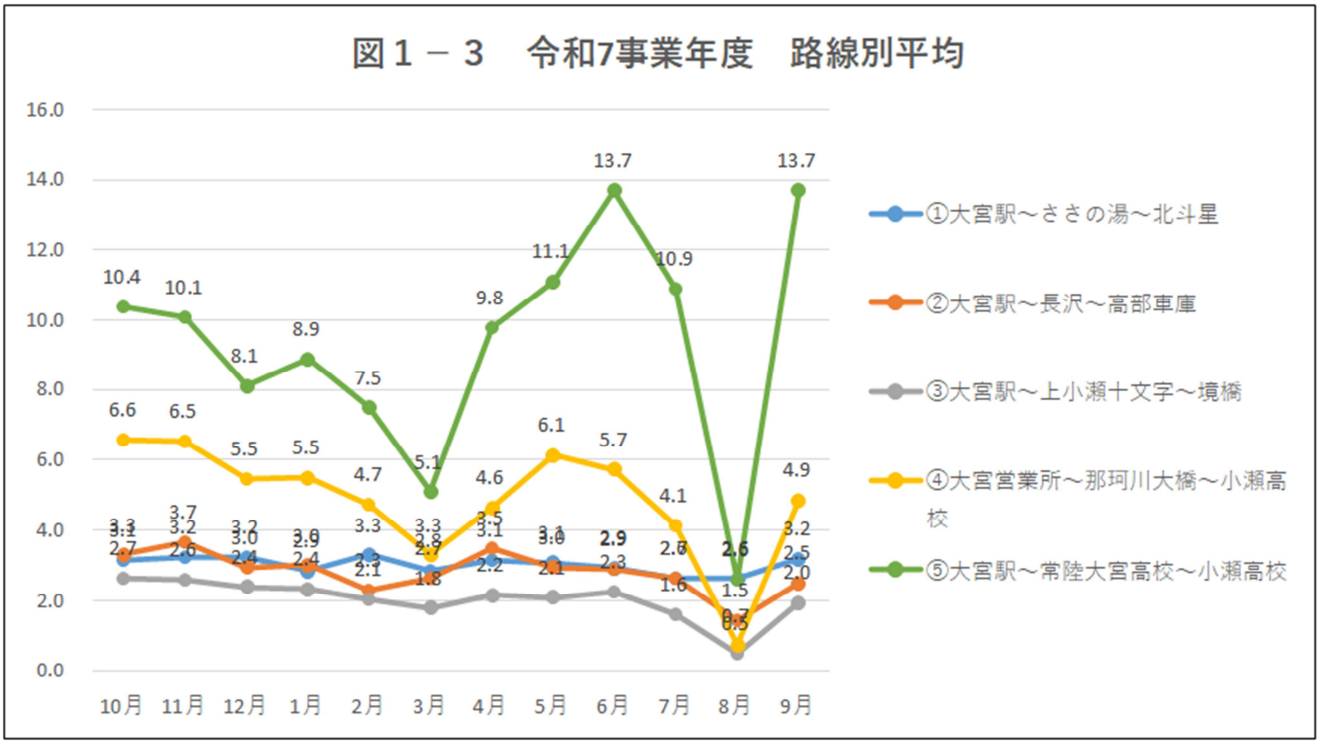
事業年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間	10月～3月	4月～9月
令和6年度	2.3	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8	4.3	4.7	5.1	3.9	2.0	4.9	3.1	2.1	4.1
令和7年度	4.4	4.5	4.0	3.9	3.6	2.9	3.9	4.2	4.3	3.5	1.7	4.1	3.7	3.9	3.6
増減数	2.1	2.3	1.9	1.7	1.7	1.1	-0.4	-0.5	-0.8	-0.4	-0.3	-0.8	0.6	1.8	-0.5

③各路線別の１便あたり平均

- 各便ごとの平均利用者数については、⑤大宮駅～常陸大宮高校～小瀬高校の系統が最も多く、通学利用が主と思われる。学生の長期休暇期間（3 月、8 月）においては少なくなる傾向がある。

表１－２　再編後路線

再編後の路線	時刻（発）
①大宮駅～ささの湯～北斗星	下り　10:10
	下り　13:55
	上り　 9:00
	上り　11:40
	上り　15:30
②大宮駅～長沢～高部車庫	下り　17:00
	上り　 6:25
③大宮駅～上小瀬十文字～境橋	下り　14:54
	上り　15:44
④大宮営業所～那珂川大橋～小瀬高校	下り　 7:17
	上り　16:45
	上り　19:00
⑤大宮駅～常陸大宮高校～小瀬高校	下り　 8:13



２　乗合タクシー「のるーと常陸大宮」の利用状況について

【事業概要】　（令和８年８月１日時点）

区分	運行内容
運 行 日 時	平日：８時から 20 時 、 土曜日：８時から 17 時 ※日曜日、祝日、年末年始は運休
予 約 方 法	電話・アプリ・LINE
利　用　者	市民
運　　賃	１乗車につき 300 円　※小学生以下、障がい者等は 150 円、３歳未満は無料

乗合タクシーについては、令和５年 12 月に AI システムを導入して、即時予約を可能とし、電話予約に加えスマートフォンアプリからの予約も可能となった。令和６年度においては、16 時までとしていた運行時間を 20 時までに延長し、土曜日の運行も開始した。

令和７年度においては、４月から土曜日の運行開始時間を、１時間早めて午前８時からに拡大し、７月からＬＩＮＥアプリでの予約受付も開始した。また、10 月からは運行台数を１台増車し、現在 13 台での運行を行っている。

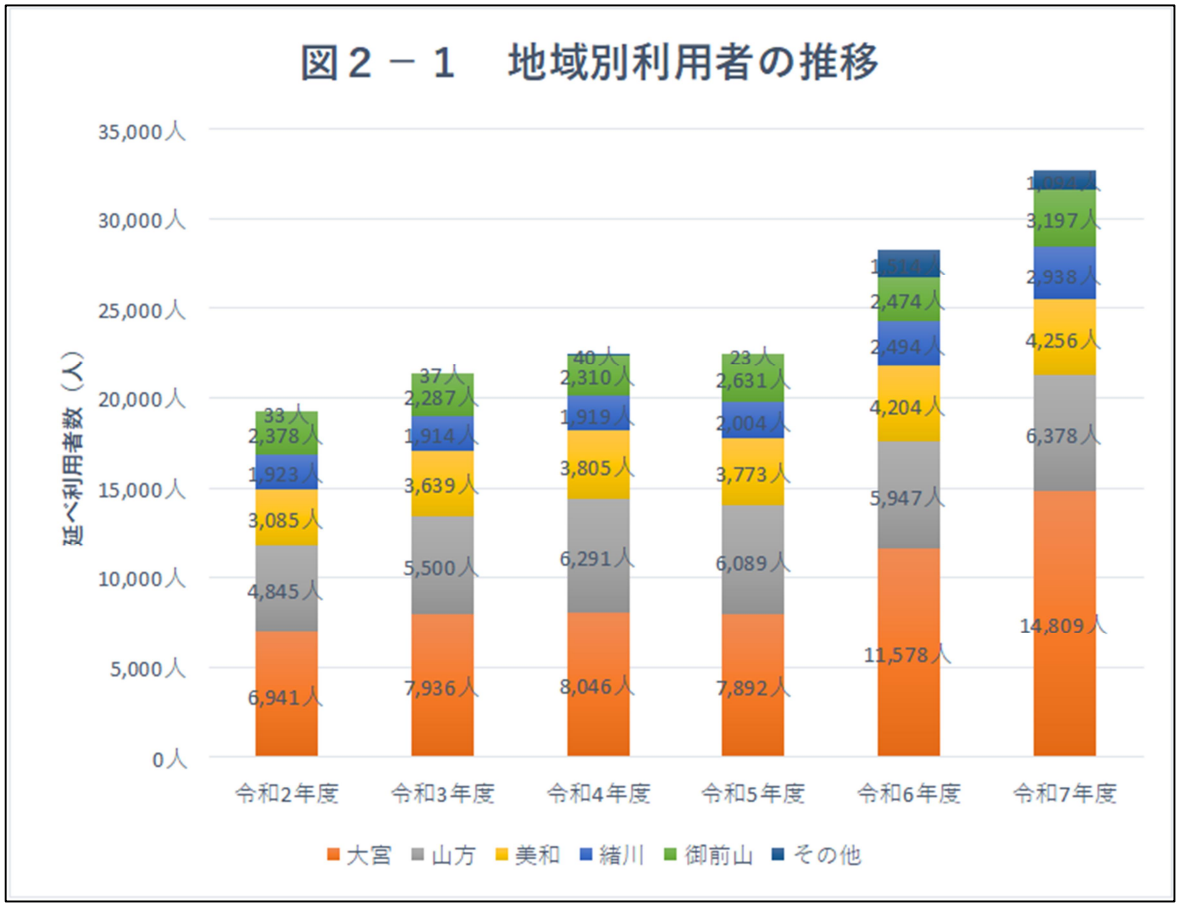
【利用者数・登録者数の状況】

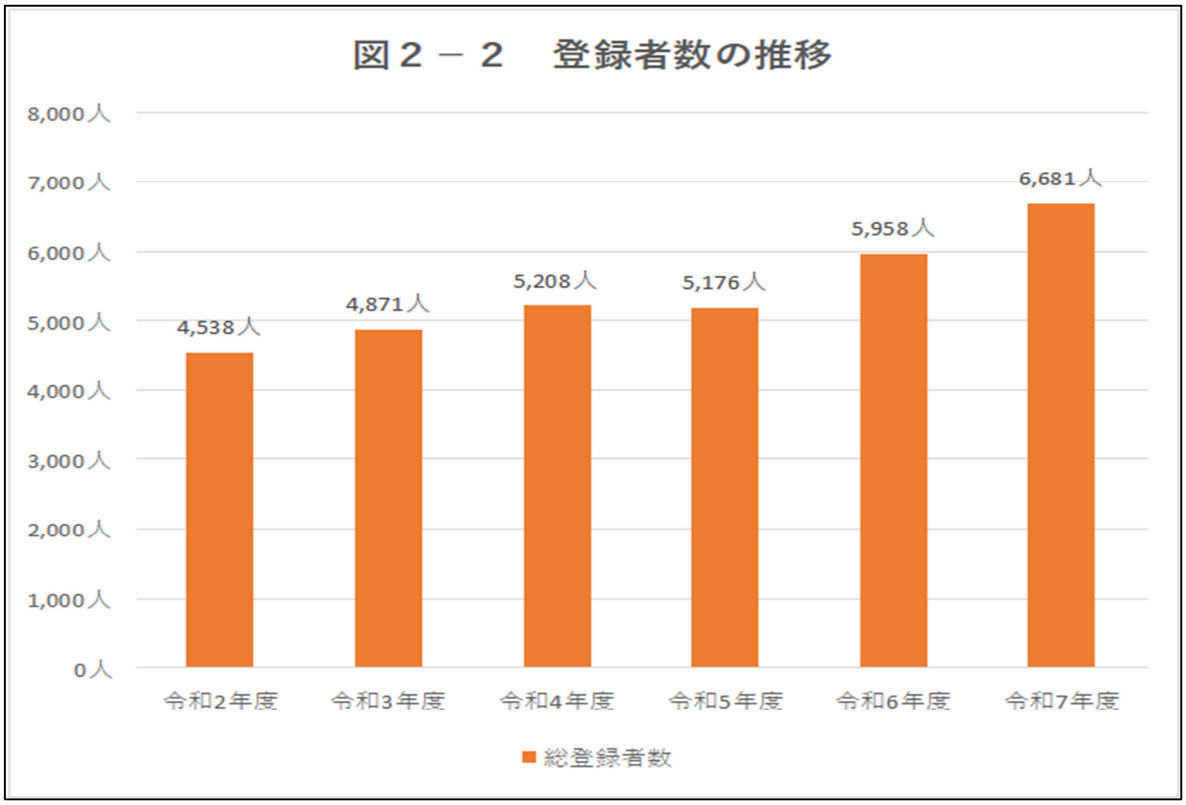
- 令和７年度（令和７年４月から令和８年３月）の利用者数（表２－１）は、前年度比 4,461 人増の 32,672 人（115.8%）となった。
- 地域別利用状況（図２－１）については、すべての地域において前年度より増加した。利用の多い地域順は、大宮地域、山方地域、美和地域、御前山地域、緒川地域となっており、概ね例年同様の傾向となっている。
- 令和７年度の登録者数（図２－２）は、6,681 人となった。令和６年４月からの路線バスの再編・減便の影響や、予約制乗合タクシーの認知がされてきたことにより、登録者が伸びたものと考えられる。
- 時間帯・曜日別での利用状況（図２－３）をみると、平日日中（8 時～16 時）の利用者数の伸びが大きく、前年度比で 2,722 人の増加が見られる。また、令和６年度に開始した、平日 16 時以降の利用者数は 2,577 人（前年度比 1,200 人増）、土曜日の利用者は 1,122 人（前年度比 539 人増）と増加しており、平日の夕方や土曜日の運行についても認知されてきているものと考えられる。

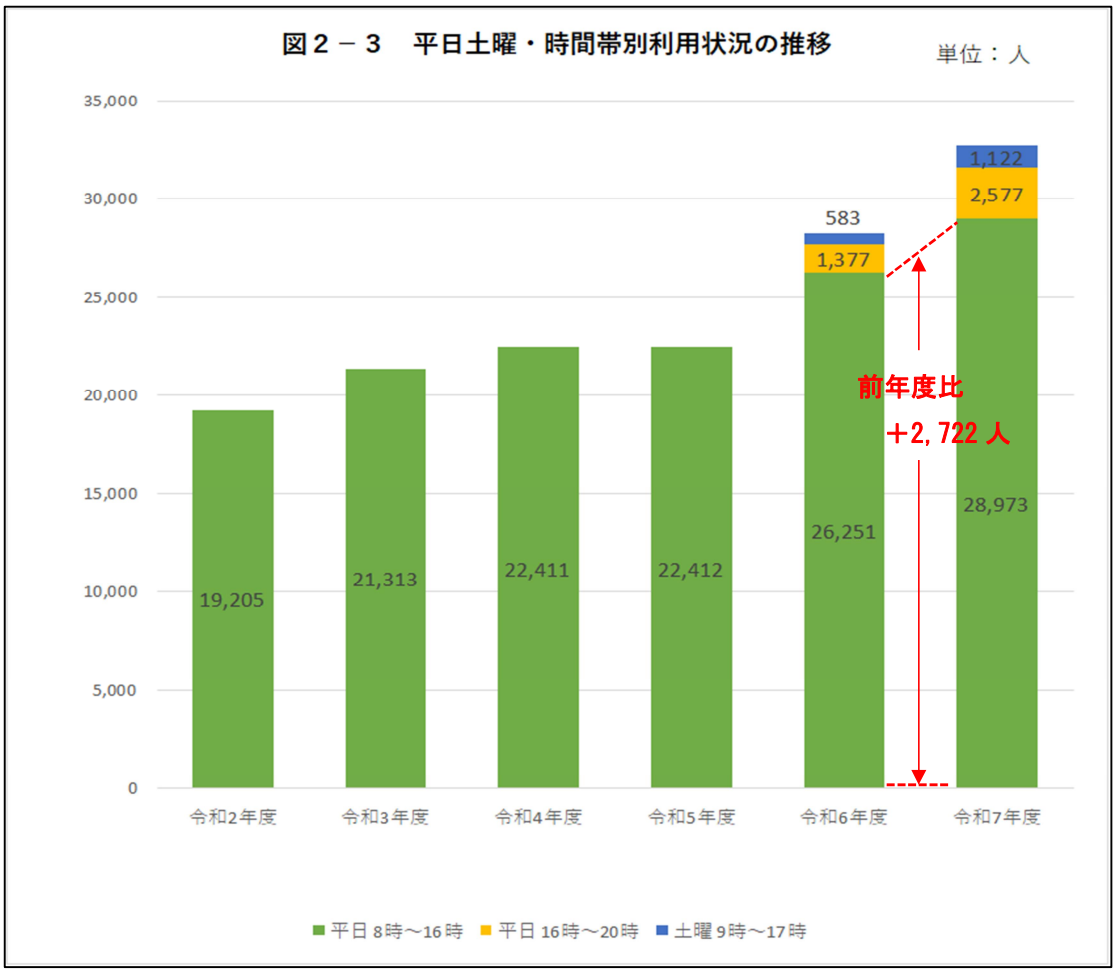
表２－１　利用者数の推移

年度（4月～3月）	利用者数合計	大宮	山方	美和	緒川	御前山	その他
令和2年度	19,205人	6,941人	4,845人	3,085人	1,923人	2,378人	33人
令和3年度	21,313人	7,936人	5,500人	3,639人	1,914人	2,287人	37人
令和4年度	22,411人	8,046人	6,291人	3,805人	1,919人	2,310人	40人
令和5年度	22,412人	7,892人	6,089人	3,773人	2,004人	2,631人	23人
令和6年度	28,211人	11,578人	5,947人	4,204人	2,494人	2,474人	1,514人
令和7年度	32,672人	14,809人	6,378人	4,256人	2,938人	3,197人	1,094人

※「その他」は、令和5年度以前は介助者等の人数を集計、令和6年度以降は市外登録者及び北西看護専門学校利用を集計。


図２－１　地域別利用者の推移
延べ利用者数（人）
35,000人
30,000人
25,000人
20,000人
15,000人
10,000人
5,000人
0人
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
6,941人
4,845人
3,085人
1,923人
2,378人
33人
7,936人
5,500人
3,639人
1,914人
2,287人
37人
8,046人
6,291人
3,805人
1,919人
2,310人
40人
7,892人
6,089人
3,773人
2,004人
2,631人
23人
11,578人
5,947人
4,204人
2,494人
2,474人
14,809人
6,378人
4,256人
2,938人
3,197人
大宮
山方
美和
緒川
御前山
その他


図２－２　登録者数の推移
8,000人
7,000人
6,000人
5,000人
4,000人
3,000人
2,000人
1,000人
0人
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
4,538人
4,871人
5,208人
5,176人
5,958人
6,681人
総登録者数



３　公共ライドシェア「ノッカル常陸大宮」の利用状況について

【事業概要】　（令和８年８月時点）

区分	運行内容
運 行 日 時	土曜、日曜、祝日　８時から 17 時 ※平日、年末年始（12/29～1/3）は運休
運 行 区 域	常陸大宮市内 ※美和地域、緒川地域、御前山地域のいずれかの地域で乗車または降車
予 約 方 法	電話・LINE
利　用　者	市民、来訪者
運　　賃	１乗車につき 1,000 円　※乗客人数に関わらず定額運賃
実 証 期 間	令和７年 10 月１日から令和９年３月 31 日

公共ライドシェアについては、常陸大宮市が実施主体となり、令和７年 10 月に実証運行を開始した。運行日時は、土曜日、日曜日、祝日の８時から 17 時までとし、運送区域は、市内全域（ただし、美和地域、緒川地域、御前山地域のいずれかで乗車または降車すること）としている。

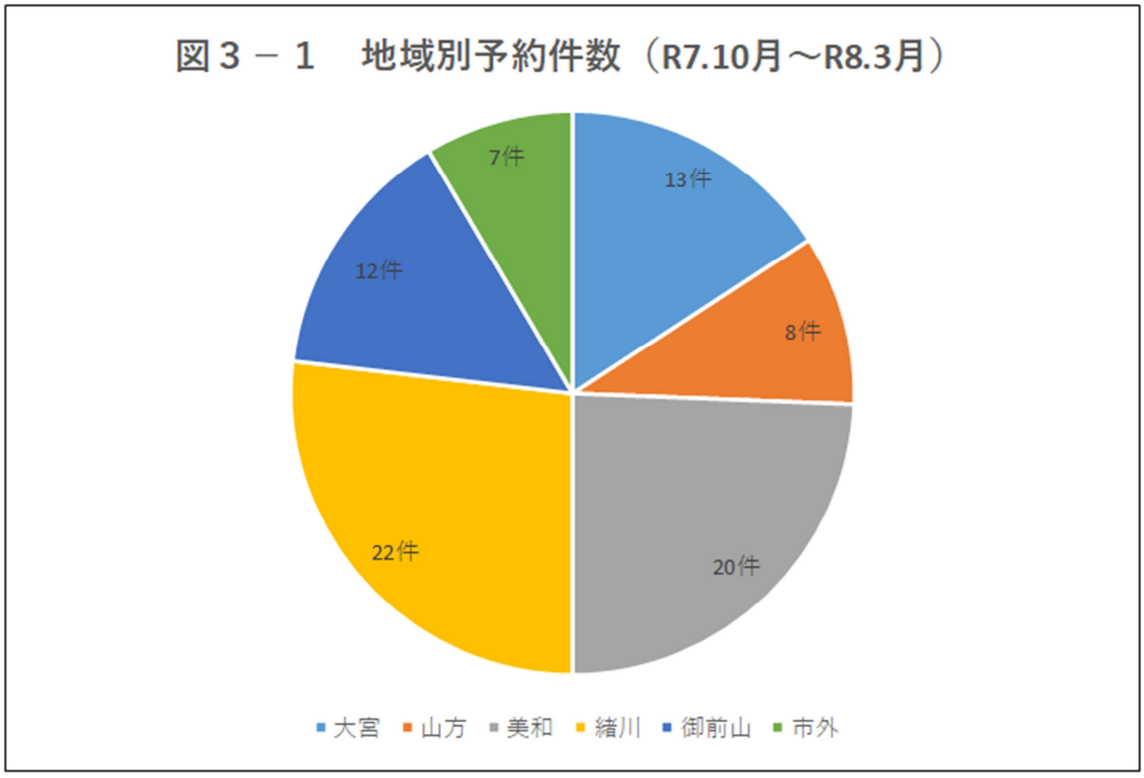
【利用者数・登録者数の状況】

- 令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの延べ利用者数は、111 人で、1 か月の平均利用者は 19 人、1 日あたりの平均利用者数は 1.9 人となっている。
- 地域別利用状況については、美和地域、緒川地域の割合が多くなっている。
- 令和 8 年 3 月末現在の総登録者数は 79 人、登録ドライバー数は 15 人となっている。
- チラシ配布等の周知活動を行っているところであるが、利用者数は少ない状況。

表３－１　利用者数の推移

令和7年度 公共ライドシェア月別利用状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
予約数（件）	13	12	14	9	11	23	82	14
延べ利用者数（人）	16	15	16	9	17	38	111	19
運行日数（日）	9	12	8	9	10	10	58	–
１日あたり平均利用者数（人）	1.8	1.3	2.0	1.0	1.7	3.8	–	1.9
月別新規登録者数（人）	34	10	14	3	11	7	79	–
実利用者数（人）	8	6	9	5	6	14	–	–
登録ドライバー数（人）	12	14	14	15	15	15	–	–



資料２

報告事項（２）

お試し乗車券付きリーフレットの配布について

１　趣旨・目的

県内の中学３年生を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介し、県内の路線バスが１乗車につき 100 円で利用できる「バスお試し乗車券付きリーフレット」の配布を行うことで、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認し、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識醸成及び利用促進を図る。

２　バスお試し乗車券付きリーフレットの内容

（１）対 象 者：令和８年度に茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する、中学３年生（義務教育学校９年生）の生徒

（２）有効期間：令和８年７月 18 日（土）～令和８年８月 31 日（月）※45 日間

（３）使用方法

①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入

②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金 100 円と一緒に運賃箱に投入（乗車券１枚につき片道１乗車の利用が可能）

③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可

ア．茨城県内での乗降

イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車

ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

（４）対象バス事業者：関東鉄道㈱、茨城交通㈱、大利根交通自動車㈱、朝日自動車㈱、茨城急行自動車㈱、ジェイアールバス関東㈱、㈱昭和観光自動車、椎名観光バス㈱、ブルーバス㈱、晃進物流㈱（桜東バス）

３　配布対象

次の 212 校の中学３年生（義務教育学校９年生）に配布

（１）公立中学校、義務教育学校・・・209 校

（２）国立大学附属中学校・・・１校

（３）私立中学校・・・２校（※）

（※）一部私立中学校については、内部進学者が多い点を踏まえ、配布を取りやめ。

４　作成部数

24,000 部

内訳：（１）生徒及び保護者分：生徒１人につき１部（バスお試し乗車券２枚付き）

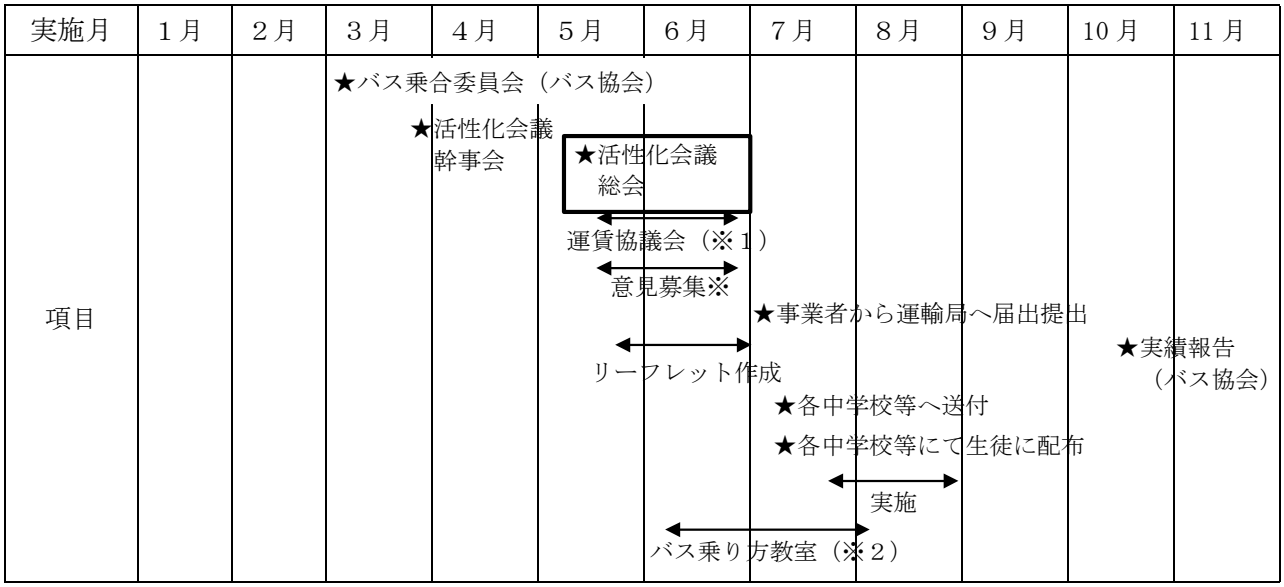
（２）教師分・その他：各学校配布数の５～10％程度

（３）事業者への配布、事務局予備：必要数

５　実施スケジュール

７月中旬、県交通政策課から各学校に配布。

※作成委託事業者から関係各所への直接の発送。



（※１）R5.10.1 改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→R8 年度～新規でお試し乗車券を実施する路線がある場合、各市町村交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施。

（※２）実施（夏休み前）までに各市町村に協力いただき、乗り方教室等により、対象生徒への周知を図る。

６　実績

○（参考）平成 27 年度（平成 28 年春配布）から令和７年度（令和７年夏配布）までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5 春)	R5 (R5 夏)	R6	**R7**
作成部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000	27,000	**25,500**
実施期間	28 日間	28 日間	26 日間	26 日間	26 日間	49 日間	49 日間	49 日間	42 日間	41 日間	**45 日間**
高校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267	228	**220**
新入生数 ※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	29,412	25,642	24,050	**22,078**
利用枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882	935	**591**
利用率	5.06%	5.31%	5.21%	7.48%	4.35%	10.43%	8.31%	6.03%	3.44%	3.89%	**2.68%**

※１　令和４年度までは３月～４月に実施していたが、令和５年度からは７～８月（夏休み期間）の実施へ変更した。

※２　対象者　令和３年度まで：新高校生のみ
令和４年度：新高校生及び新中高一貫校入学生
令和５年度から：中学３年生（義務教育学校等は中学３年生相当）

中学3年生対象

憧れの高校生活、はじめよう。



移動時間が自分時間になる！



バス通学で、毎日をもっと自分らしく！

勉強時間UP!



課題や単語帳も
はかどる!

友達が増える!



同じ方向の子と
仲良くなれる!

雨の日も安心!



プロの運転で
安心･安全!

地球にやさしい!



毎日の通学で
エコ活動に貢献!

休みの日も便利!



休日のお出かけにも
便利!



初めてのバス通学体験！

高校見学に行くなら

100円で乗ってみよう！

アンケートにも答えて、みんなでバスの未来をつくろう!

アンケートはこちらから!

[2026年度中学3年生限定] ご利用日：　月　日　ご利用する前にご記入ください

お試し乗車券

乗車バス停：　降車バス停：

通っている学校名：　見学する学校名：

見本

バスを降りる際は、この券 + 整理券 + 現金100円 を料金箱に入れてください。

※お試し乗車券を使う際は、ICカードは使えません。

有効期間▶ 2026年7月18日(土)～2026年8月31日(月)

[2026年度中学3年生限定] ご利用日：　月　日　ご利用する前にご記入ください

お試し乗車券

乗車バス停：　降車バス停：

通っている学校名：　見学する学校名：

見本

バスを降りる際は、この券 + 整理券 + 現金100円 を料金箱に入れてください。

※お試し乗車券を使う際は、ICカードは使えません。

有効期間▶ 2026年7月18日(土)～2026年8月31日(月)

お試し乗車券の使い方をチェック！



1 お試し乗車券を切り取ろう!



2 乗る前に時刻表や行き先をチェック!



3 バスに乗ったら整理券を取ろう!



4 バスを降りる前に降車ボタンを押そう!



5 降りるときは お試し乗車券 整理券 100円を入れて バスを降ります



6 アンケートに答えよう！



定期券ならもっとお得!

最大 **1ヵ月定期は 約40%OFF!**

最大 **学期定期(一部バス会社のみ)なら 約60%OFF!**

※通常運賃との比較です。バス会社によって取り扱いが異なりますので、詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

【お試し乗車券を利用できるバス一覧】

※一部利用できない路線がありますので、詳細はバス会社にお問い合わせください。

路線バス

高速バス及び深夜バスを除く

- 関東鉄道㈱
- 茨城交通㈱
- 大利根交通自動車㈱
- 朝日自動車㈱
- 茨城急行自動車㈱
- ジェイアールバス関東㈱
- ㈱昭和観光自動車
- 椎名観光バス㈱
- ブルーバス㈱
- 晃進物流㈱（桜東バス）

コミュニティバス・広域バス等

- 土浦市まちづくり活性化バス「キララちゃん」
- 常総市コミュニティバス「JOYBUS」
- 牛久市コミュニティバス「かっぱ号 通勤ライナー（上柏田・むつみルート、さくら台・みどり野ルート）」
- つくば市コミュニティバス「つくバス」
- 鹿嶋市・潮来市・行方市 鹿行広域バス「神宮あやめ白帆ライン」
- 守谷市コミュニティバス「モコバス」
- 筑西市広域連携バス
- 筑西市地域内運行バス
- 筑西市道の駅循環バス
- 筑西・下妻広域連携バス
- 坂東市 守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」「急行坂東号」
- 稲敷市コミュニティバス
- かすみがうら市・土浦市・行方市「霞ヶ浦広域バス」
- かすみがうら市・土浦市「千代田神立ライン」
- 桜川市バス「ヤマザクラGO」
- つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」

各バス会社のお問い合わせ先はコチラから

茨城県公共交通活性化会議 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kotsu_ibaraki.html

［お試し乗車券の利用方法］

■切り取り線に沿って切り離し、乗車バス停、降車バス停、通っている学校名、見学する学校名を記入してからご利用ください。
■この券は、2026年7月18日㈯～2026年8月31日㈪まで有効です。
■乗車券1枚につき、1乗車の利用が可能です。この券は県内の2026年度中学3年生の方のみ、ご利用いただけます。
■ご利用される場合、バスを降りる際に、この券を運転手にはっきりと見えるように提示した後、整理券及び現金100円と一緒に料金箱へ投入してください。
■この券は、右のバス会社の運行する路線バス（高速バス及び深夜バスを除く）及び一部コミュニティバス（「お試し乗車券を利用できるバス一覧」参照）で、次の①～③のいずれかに該当する場合のみ利用できます。①茨城県内で乗降される場合。②茨城県内で乗車し、茨城県外で降車される場合。③茨城県外で乗車し、茨城県内で降車される場合。

見本

関東鉄道㈱・茨城交通㈱・大利根交通自動車㈱・朝日自動車㈱・茨城急行自動車㈱・ジェイアールバス関東㈱・㈱昭和観光自動車・椎名観光バス㈱・ブルーバス㈱・桜東バス

一般社団法人茨城県バス協会

［お試し乗車券の利用方法］

■切り取り線に沿って切り離し、乗車バス停、降車バス停、通っている学校名、見学する学校名を記入してからご利用ください。
■この券は、2026年7月18日㈯～2026年8月31日㈪まで有効です。
■乗車券1枚につき、1乗車の利用が可能です。この券は県内の2026年度中学3年生の方のみ、ご利用いただけます。
■ご利用される場合、バスを降りる際に、この券を運転手にはっきりと見えるように提示した後、整理券及び現金100円と一緒に料金箱へ投入してください。
■この券は、右のバス会社の運行する路線バス（高速バス及び深夜バスを除く）及び一部コミュニティバス（「お試し乗車券を利用できるバス一覧」参照）で、次の①～③のいずれかに該当する場合のみ利用できます。①茨城県内で乗降される場合。②茨城県内で乗車し、茨城県外で降車される場合。③茨城県外で乗車し、茨城県内で降車される場合。

見本

関東鉄道㈱・茨城交通㈱・大利根交通自動車㈱・朝日自動車㈱・茨城急行自動車㈱・ジェイアールバス関東㈱・㈱昭和観光自動車・椎名観光バス㈱・ブルーバス㈱・桜東バス

一般社団法人茨城県バス協会